

国立大学法人東京海洋大学利益相反マネジメントポリシー

平成17年3月24日制定

平成17年4月1日施行

平成21年4月1日改正

平成30年3月15日改正

平成31年3月18日改正

令和3年3月31日改正

1 目的

国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）は、人類社会の持続的な発展を今後とも維持・促進するため、人類の共有財産である海をグローバルな視点で捉え、環境保全を図り、自然との共生のもと、海洋の活用・保全に関する科学技術の向上に資するため、海洋資源の確保、海上輸送技術の高度化、環境保全、海洋政策等に関する教育研究を総合的に行うとともに、新たな海洋産業の振興・育成が今世紀における世界経済発展のための主要課題の1つであるとして、これら分野における学際的、先端的研究を行うことを使命としている。

教育・研究活動を通じて長期的観点からの社会貢献に加え、本学の教育・研究の成果（知的資産）を、産業への技術移転、新産業の創出、地域社会等との連携・協力等に活用し、社会に貢献することを第三の使命としている。

一方、こうした社会貢献活動に伴い、職員等や本学自身が外部から得る利益と教育・研究上の責務が衝突したり、社会的に理解されない状況が生じる可能性がある。利益相反の状況を未然に防止し、回避し、解決するための環境整備・充実に努め、社会的信頼を保持・確保することによって、さらなる社会貢献を推進し、意欲ある職員等が安心して社会貢献活動に参画できるように、本学に「国立大学法人東京海洋大学利益相反マネジメントポリシー」（以下「利益相反ポリシー」という。）を制定する。

2 定義

利益相反とは、社会貢献活動に伴う行為が、法令には違反していないが、社会から「本学における責任が十分に果たされていないのではないか」と見られる可能性がある状態と定義し、次のとおり分類する。

(1) 個人としての利益相反

職員等個人が、社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、職員等個人の本学における責任が衝突・相反している状態をいう。

(2) 大学（組織）としての利益相反

大学（組織）が、社会貢献活動に伴って特定の企業等から得る利益と、大学（組織）の社会的責任とが衝突・相反している状態をいう。

(3) 責務相反

職員等が社会貢献活動、主に兼業により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行責任と、企業等における職務遂行責任が両立し得ない状態をい

う。

3 利益相反マネジメントの基本的考え

本学は、社会貢献活動を公正かつ効率的に推進するため、利益相反を未然に防止し、不可避免的に生じた利益相反に対し、個別事例に応じて、その弊害を回避し、解決するための多様な措置を提案・実施するとともに、社会に対し理解と協力を求め、さらなる社会貢献を推進する。

また、本学は、意欲ある職員等が安心して社会貢献活動に参加できるよう、利益相反の防止、回避、解決のための環境及び体制を整備・充実させるとともに、職員等は、社会貢献活動に参画する上で、利益相反により弊害が生じないように行動することを責務とする。

このような考えに基づき、本学は、社会貢献活動を公正かつ効率的に推進するため、利益相反に関する組織体制を整備し、利益相反をマネジメントする。(以下「利益相反マネジメント」という。)

なお、本学は、職員等に対し、利益相反に係る情報の開示を求め、利益相反の状況を把握するものとする。職員等が故意に虚偽の情報を開示し又は故意に情報の開示を怠った場合であっても、本学は利益相反による弊害に積極的に取り組み社会的な責任を果たすものとするが、この場合、職員等は、自己責任が問われるとしてもやむを得ないことに留意する。

4 利益相反マネジメント対象者、対象事項及び基準

(1) 対象者

利益相反マネジメントの対象者は、次に掲げる者(以下「職員等」という。)とする。

- ① 国立大学法人東京海洋大学管理規則に定める役員及び職員
- ② 国立大学法人東京海洋大学非常勤職員就業規則に定める非常勤職員

(2) 対象事項

利益相反マネジメントの対象事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 国立大学法人東京海洋大学職員兼業規則第3条に定める許可を得て兼業を行う場合
- ② 国立大学法人東京海洋大学職員兼業規則第15条に定める許可を要しない短期兼業(講演、技術相談・指導等を含む。)を行う場合
- ③ 職員所有の知的財産権を本学以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾する場合
- ④ 共同研究、受託研究に参加する場合
- ⑤ 外部から寄附金、設備、物品の供与を受ける場合
- ⑥ 上記①から⑤の相手方に、本学の施設、設備の利用を提供する場合
- ⑦ 上記①から⑤の相手方から、物品を購入する場合
- ⑧ 社会貢献活動に本学学部学生及び大学院生に従事させる場合

(3) 基準

本学は、社会貢献活動を推進する上で生じる利益相反を防止し、回避し、解決す

るために、次に掲げる事項を利益相反マネジメントの基準とする。

- ① 職員等が、本学の職務及び責任よりも、個人的な利益を優先していると誤解を受けない状態
- ② 職員等が、個人的な利益の有無にかかわらず、本学以外の活動に時間配分を優先していると誤解を受けない状態
- ③ 職員等が、本学以外の活動によって、教育の機会が狭められたり、学生の独自性と学問の探究が阻害される等、教育面での支障が生じていると誤解を受けない状態

5 利益相反マネジメント体制

(1) 利益相反マネジメント委員会の設置

社会貢献活動を公正かつ効率的に推進するため、利益相反に関する対処方法及び措置について審議する利益相反マネジメント委員会（「役員会」が兼務するものとする。）を設置する。

- ① 利益相反マネジメント委員会は、利益相反ワーキングにおける検討・評価等の報告に基づき、利益相反に関する対処方法及び措置を必要と認めた場合は、具体の対応策を審議し、学長に報告する。
- ② 学長は、利益相反マネジメント委員会の報告に基づき措置を決定する。

(2) 利益相反ワーキングの設置

本学の利益相反の状況を把握し、検討・評価するために利益相反マネジメント委員会の下に利益相反ワーキングを設置する。

- ① 利益相反ワーキングは次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 学長が指名する理事又は副学長
 - イ 研究担当の理事又は副学長
 - ウ 産学・地域連携推進機構長
 - エ 利益相反相談員
 - オ 事務局長
 - カ 総務部長
 - キ 財務部長
 - ク 学務部長
 - ケ その他、アの理事又は副学長が必要と認めた者
- ② 利益相反ワーキングに主査及び副査を置き、主査に上記①アの者、副査に上記①イの者をもって充てる。
- ③ 利益相反ワーキングは、次の状況について把握するとともに、事実関係を調査し、利益相反について検討・評価を行い、利益相反マネジメント委員会に報告する。
 - ア 上記「4（2）」に該当する対象事項の状況
 - イ 休講の状況
 - ウ その他、別紙様式「自己申告書」に定める職員等個人の状況
 - エ 利益相反ワーキングが特に必要と認めた事項に関する状況

(3) 利益相反相談員の配置

職員等の利益相反に関する相談、助言等を行うための窓口として、利益相反相談員を配置し、利益相反相談員は、利益相反ワーキング主査に相談内容を報告する。

① 利益相反相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 産学・連携推進機構所属の専任教員

イ その他、総務を担当する理事又は副学長が必要と認めた者

② 利益相反相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 利益相反マネジメントの方法・手続き

本学は、職員等に対し、利益相反に係る情報の開示を求め、利益相反の状況を自己申告等により把握するものとする。職員等が故意に虚偽の情報を開示し又は故意に情報の開示を怠った場合であっても、本学は利益相反マネジメントに積極的に取り組み社会的な責任を果たすものとするが、この場合、職員等は、自己責任が問われるとしてもやむを得ないことに留意する。

(1) 自己申告

① 上記「4(2)③～⑧」に掲げる事項に該当する者であって、別紙「自己申告書」の1～7に該当する場合、利益相反に関する情報を開示するため、別紙様式「自己申告書」により、毎年5月に、学長に申告するものとする。

なお、上記「4(2)①及び②」については、国立大学法人東京海洋大学職員兼業規則で定める「兼業許可申請書」又は「兼業申出書」により、申請又は申し出るものとする。

② 「自己申告書」は、総務部人事課において受け付ける。

③ 提出された「自己申告書」は、個人情報やプライバシー保護の観点から学内外に漏洩しないよう厳重に取り扱い、総務部人事課において管理する。

(2) 検討、評価

① 利益相反ワーキングは、提出された「自己申告書」及びその他、利益相反に関する情報を収集し、利益相反の状況を把握し、利益相反相談員を通じて事実関係の調査を行い、利益相反ポリシーに基づき、検討、評価を行う。

② 利益相反ワーキングは、利益相反の検討、評価を行うため、必要に応じ、弁護士・弁理士・会計士・税理士等の専門的知識を有する者のアドバイスを受けることができる。

③ 利益相反ワーキングは、利益相反の検討、評価結果を毎年8月に利益相反マネジメント委員会に報告するが、緊急を要するものについては、その都度、検討、評価し利益相反マネジメント委員会に報告する。

(3) 判定、通知

① 利益相反マネジメント委員会は、利益相反ワーキングの検討、評価内容の報告に基づき、「4(3)」を判断基準として、個別事例に応じ本学として措置を講ずる必要があると認めた場合には、具体の対応策を審議し、その結果を学長に報告する。

② 学長は、利益相反マネジメント委員会の報告に基づき、措置を決定し、利益相

反ワーキング主査を通じ、当該職員等に通知する。

- ③ 当該職員等は、利益相反に対する対処及び措置の決定内容に対し不服がある場合は、通知を受けてから1カ月以内に、学長に対しその旨を申し立てることができる。
- ④ 当該職員等から、不服申立てがあった場合には、再度利益相反ワーキングにおいて検討、評価を行い、その結果を利益相反マネジメント委員会に報告する。
利益相反マネジメント委員会は、再度具体の対応策を審議し、その結果を学長に報告する。
- ⑤ 学長は、利益相反マネジメント委員会の報告に基づき、再度措置を決定し、利益相反ワーキング主査を通じ、当該職員等に通知する。

7 職員等への啓発

利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反啓発セミナー等を開催すると共に、各種研修会等において、職員等に対し利益相反の啓発に努めるものとする。

8 情報公開

利益相反マネジメント委員会は、利益相反に関する情報を、必要に応じ公開するものとするが、職員等の個人情報やプライバシーについては不開示を原則とする。

9 利益相反ポリシーの見直し

利益相反ポリシーは、利益相反の個別具体的な事例及び措置を反映し、一定期間経過後、利益相反ワーキングにおいて見直しを行うものとする。

10 その他

その他、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

国立大学法人東京海洋大学利益相反自己申告書

1. 所有する知的財産権を本学以外の第三者に承継、移転、使用許諾した場合、□に✓を入れ、その総契約件数、契約総額について記入して下さい。

総契約件数 _____ 件 契約総額 _____ 円

2. 外部からの設備、物品等の供与或いは貸与された場合、□に✓を入れ、相手方の名称、供与或いは貸与された設備、物品等について記入して下さい。

相手方の名称 _____

供与或いは貸与された設備、物品等の名称 _____

3. 特定の企業等に本学の施設、設備の利用を提供した場合、□に✓を入れ、相手方の名称、提供した施設等について記入して下さい。

相手方の名称 _____

提供した施設等の名称 _____

4. 報酬を伴う共同研究等に学生を従事させた場合、□に✓を入れ、学生の従事時間数、報酬の支払額を記入し、研究テーマ、研究指導内容についても記入して下さい。

学生の従事時間数 _____ 時間 報酬の支払額 _____ 円

研究テーマ _____

研究指導内容 _____

5. 上記1～3に該当して、100万円以上の金銭（給与、報酬、ロイヤルティ、謝金、交通費、その他名目の如何を問わない。以下同じ。）を取得した場合、または、特定の相手から100万円以上の金銭を取得した場合、□に✓を入れ、その活動内容、企業名等、取得金額を記入して下さい。

| No. | 活動内容 | 企業名等 | 取得金額（円） |
|-----|------|------|---------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

6. 上記1～3に該当して、エクイティ（株式（未公開を含む）、ストックオプション（新株予約権）、有限会社への出資持分等）を取得した場合、□に✓を入れ、その企業名等、エクイティの種類を記入して下さい。

| No. | 企業名等 | エクイティの種類 |
|-----|------|----------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

7. その他関連する事項があれば記入して下さい。

私の研究等に係る利益相反に関する状況は上記のとおりです。

(元号) 年 月 日

所属・職名

氏名

-
- 注 1. 本申告書は、前年度の活動・報酬について記入して下さい。
2. 利益相反マネジメントポリシー「3 利益相反マネジメントの基本的考え」のとおり、故意に虚偽の情報を開示し又は故意に情報の開示を怠った場合、自己責任を問われることがあることに留意して下さい。
3. 本申告書に関して不明点等がある場合は、申告書全般については人事課服務研修係、1～7については研究推進課研究企画・産学連携係にお問い合わせ下さい。
4. 本申告書は、利益相反に関連する個人情報把握することを目的としており、その他の目的に使用するものではありません。